

令和 4 年

大和市議会第 2 回定例会議案書

目 次

ページ

報告第 2 号	専決処分の承認について（令和 4 年度大和市一般会計補正予算 （第 1 号））	1
報告第 3 号	令和 3 年度大和市継続費繰越計算書について	3
報告第 4 号	令和 3 年度大和市繰越明許費繰越計算書について	5
報告第 5 号	令和 3 年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について	9
議案第 2 1 号	大和市おひとりさま支援条例について	13
議案第 2 2 号	大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に ついて	17
議案第 2 3 号	工事請負契約の変更について	19
議案第 2 4 号	工事請負契約の変更について	20
議案第 2 5 号	物品購入契約の締結について	21
議案第 2 6 号	令和 4 年度大和市一般会計補正予算（第 2 号） （以下、議案第 2 7 号まで別冊のとおり。）	
議案第 2 7 号	令和 4 年度大和市一般会計補正予算（第 3 号）	

報告第2号

専決処分の承認について（令和4年度大和市一般会計補正予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月1日提出

大和市長 大 木 哲



専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和4年度大和市一般会計補正予算（第1号）（別紙）

理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（4回目接種）の実施のため、予算を早急に補正する必要による。

令和4年5月16日

大和市長 大 木 哲

報告第3号

令和3年度大和市継続費繰越計算書について

令和3年度大和市継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別記のとおり報告する。

令和4年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

令和3年度大和市継続費繰越計算書

会計区分	款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額		
					予算計上額	前年度 繰越額	計
一般会計	4 衛生費	2 清掃費	環境管理センターごみ処理施設維持補修事業	円 5,907,343,000	円 1,454,463,000	円 400	円 1,454,463,400
	8 土木費	4 都市計画費	やまと公園改修整備事業	630,080,000	117,344,000	0	117,344,000
	10 教育費	3 中学校費	鶴間中学校防音設備整備事業	95,590,000	38,236,000	0	38,236,000
		4 社会教育費	学習センター施設整備事業	568,305,000	200,296,000	0	200,296,000

支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円 1,444,462,800	円 10,000,600	円 10,000,600	円 10,000,600	円 0	円 0	円 0
116,482,000	862,000	862,000	862,000	0	0	0
10,102,000	28,134,000	28,134,000	18,534,000	0	9,600,000	0
198,272,000	2,024,000	2,024,000	2,024,000	0	0	0

報告第4号

令和3年度大和市繰越明許費繰越計算書について

令和3年度大和市繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別記のとおり報告する。

令和4年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

令和3年度大和市繰越明許費繰越計算書

会計区分	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	大和市市史編集発刊事業	円 5,228,000	円 5,228,000
		3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳等各種届出事務	5,082,000	5,082,000
	3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	2,180,300,000	1,718,307,726
		2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付事業	807,561,000	122,618,000
	4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,606,748,000	1,471,757,000
	8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	7,500,000	7,500,000
		4 都市計画費	中央林間駅周辺まちづくり事業	10,000,000	10,000,000
	10 教育費	2 小学校費	小学校感染症対策事業（学校担当）	31,050,000	31,050,000
		3 中学校費	中学校感染症対策事業（学校担当）	14,400,000	14,400,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円 0	円 0	円 0	円 0	円 5,228,000
0	5,082,000	0	0	0
0	1,718,307,726	0	0	0
0	122,618,000	0	0	0
0	1,471,757,000	0	0	0
0	0	6,700,000	0	800,000
0	0	0	0	10,000,000
0	15,525,000	0	0	15,525,000
0	7,200,000	0	0	7,200,000

報告第5号

令和3年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和3年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和4年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

令和3年度大和市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左
						国庫補助金
1 資本的支出	1 建設改良費	管路整備費	円 272,800,000	円 90,252,648	円 176,700,000	円 65,500,000
		処理場整備費	103,500,000	11,670,258	90,000,000	0

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左
						国庫補助金
1 下水道事業費用	1 営業費用	令和3年度中部浄化センター消防設備補修	円 5,000,000	円 0	円 4,576,000	円 0
1 資本的支出	1 建設改良費	令和2年度大和市公共下水道中部浄化センター他の建設工事委託に関する協定	2,397,320,200	1,930,773,000	59,180,000	32,490,000

の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企業債	その他	損益勘定留保資金			
円 111,200,000	円 0	円 0	円 5,847,352	円 0	国の第1次補正予算を財源とする工事について、年度内の完了が困難であるため繰り越したもの
円 90,000,000	円 0	円 0	円 1,829,742	円 0	建設工事の委託先において工事の進捗が遅れ、年度内の完了が困難となり繰り越したもの

の 財 源 内 訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企業債	その他	損益勘定留保資金			
円 0	円 0	円 4,576,000	円 424,000	円 0	世界的な半導体供給不足により、補修に必要な機器の調達ができず、年度内の完了が困難となり繰り越したもの
円 26,600,000	円 0	円 90,000	円 407,367,200	円 0	世界的な半導体供給不足により、電気設備工事に必要な機器の調達ができず、年度内の完了が困難となり繰り越したもの

議案第21号

大和市おひとりさま支援条例について

大和市おひとりさま支援条例を次のように定める。

令和4年6月1日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、おひとりさまが孤立することなく日々の生活を送ることのできる社会の実現に寄与するため、おひとりさまの支援に関する施策の総合的な推進を図りたい必要による。

大和市おひとりさま支援条例

近年、長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、一人暮らしの高齢の方が増加しています。「人生100年時代」の到来が現実味を帯びる中、今後もこの状況は続くともみられ、高齢での一人暮らしならではの不安を軽減し、安心して健やかに暮らすことのできる社会が必要とされています。

年齢を重ねるにつれ、誰しも退職や配偶者との死別等、人生の大きな分岐点が待っています。ひとりぼっちで頼れる人がなく、人間関係を喪失することで段々と社会との関係が希薄になり、出かけることや、人とのコミュニケーションの機会が減少していくことも少なくありません。

しかし、人間にとって、外出や他者との関わりはとても重要です。それぞれが無理のない範囲で外出し、人や社会とのつながりを持ち続けることによって、日々の暮らしがより彩り豊かなものとなり、このことは心身の健康にも関係してきます。一人暮らしであることが、孤立を意味することとならないよう、本人はもちろん、周囲の人や事業者等も共通認識を持って「つながり」を心がけていくことが大切です。

そこで本市では、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とする一人暮らしの市民を「おひとりさま」と称し、おひとりさまが孤立することなく、生涯にわたって生き生きと過ごすことができるよう、それぞれの気持ちに寄り添い、おひとりさま、市民及び事業者等と協力し、様々な面から支援するため、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、おひとりさまの支援に関する基本理念及び基本的施策を定めることにより、おひとりさまの支援に関する施策の総合的な推進を図り、もっておひとりさまが孤立することなく日々の生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) おひとりさま 一人暮らしの市民であって、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とするものをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動を行う者及びおひとりさまの支援に関わる機関

又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 おひとりさまの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) おひとりさまがそれぞれの立場に応じて他者や社会とのつながりを持ち続けることができる環境を構築すること。
- (2) おひとりさまのニーズを的確に把握し、時代に適合した必要な支援を行うこと。
- (3) おひとりさまの価値観を尊重し、それぞれに合った支援を行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、おひとりさまの支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(おひとりさまの役割)

第5条 おひとりさまは、他者や社会とのつながりが、心身の健康にとって重要であることを認識し、自身に無理のない範囲でつながりを持つよう心がけるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もがおひとりさまになりうることを認識し、日頃から他者や社会とのつながりを意識的に持ち続けるとともに、おひとりさまとの適切なつながりについて配慮するよう心がけるものとする。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、おひとりさまとの適切なつながりについて配慮するよう努めるとともに、市が実施するおひとりさまの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(おひとりさまの支援に関する基本的施策)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者等と連携して次に掲げる施策を実施する。

- (1) おひとりさまに関する普及啓発
- (2) おひとりさま及びその家族等への相談支援
- (3) おひとりさまの外出及び社会交流の支援
- (4) おひとりさまの支援に関する情報の収集及び提供
- (5) その他市長が必要と認める施策

(財政上の措置)

第9条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、初診及び再診に係る選定療養の額の改定を行いたい必要による。

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大和市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1、1 使用料の表初診に係る選定療養の額の項中「5,000円」を「7,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、同表再診に係る選定療養の額の項中「2,500円」を「3,000円」に、「1,500円」を「1,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第23号

工事請負契約の変更について

やまと公園休憩所新築工事（建築）の工事請負契約（令和3年12月21日議決）の一部を次のとおり変更したいので、議決を求める。

- 1 変更後の契約金額 234,048,430円
- 2 増額する金額 3,048,430円

令和4年6月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

令和3年12月21日に議決された工事請負契約の契約金額を増額したい必要による。

議案第24号

工事請負契約の変更について

市立北大和小学校体育館建替工事(建築)の工事請負契約(令和3年12月21日議決)の一部を次のとおり変更したいので、議決を求める。

- 1 変更後の契約金額 483,910,460円
- 2 増額する金額 5,146,460円

令和4年6月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

令和3年12月21日に議決された工事請負契約の契約金額を増額したい必要による。

議案第25号

物品購入契約の締結について

高規格救急自動車の購入について、次のとおり物品購入契約を締結したいので、議決を求めらる。

- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 2 契約の相手方 横浜市磯子区坂下町1番1号
神奈川日産自動車株式会社 法人営業部
部長 實方忠雄
- 3 契約金額 20,592,000円
- 4 納入場所 大和市深見西四丁目4番6号
大和市消防本部

令和4年6月1日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

高規格救急自動車を購入したい必要による。